

# 大分県報

令和八年  
号外（四三）  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

### 条 例

大分県条例等の一部改正……………

### ○条 例

大分県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十一号

#### 大分県条例等の一部を改正する条例

（大分県条例の一部改正）

第一条 大分県条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「、自動車税の環境性能割」を削り、「第七十七条の十第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「自動車税の環境性能割、法第七十七条の十第一項」を「法第五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削る。

第十三条第一項中「第五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「本条」を「この条」に改める。

第二十五条の三第二項第一号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）に改める。

令和八年三月三十一日

大分県報号外（条例）

第三十六条の三の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「第四項」を「第五項」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第五十二条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第五十三条の見出し中「納税義務者等」を「納税義務者」に改め、同条第一項中「、当該自動車の取得者に環境性能割によつて課し」を削り、「第四十六条第三項」を「第四十六条第二項」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「あつては」を「あつては、」に改め、「に当該自動車の所有者」を削り、「種別割によつて」を「、当該所有者に」に改め、同条第二項を削る。

第五十四条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第五十五条中「（第四号から第六号までに該当するものにあつては、種別割）」を削る。

第五十六条から第六十条の五までを次のように改める。

第五十六条から第六十条の五まで 削除

第六十条の六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加える。

第六十条の七（見出しを含む。）及び第六十条の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七十七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「第七十七条の十第一項」を「第五十七条第一項」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第五十一号）」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に改める。

第六十条の十一の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」

を「自動車税」に、「若しくは」を「又は同法第十三条第一項に規定する」に改め、「又は同法第六十八条の規定による自動車検査証の書換えの申請」を削り、「第九条の十七」を「第九条の二」に改め、同条第二項中「又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、「第九条の十七」を「第九条の二」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十二(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加え、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「身体障害者又は精神障害者」を「身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この項において「身体障害者」という。)

又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この項において「精神障害者」という。)

(以下この項及び第三項において「身体障害者等」という。)

に、「身体障害者、当該精神障害者」を「身体障害者等」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十五(見出しを含む。)

及び第六十条の十六(見出しを含む。)

中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十九(見出しを含む。)

及び第六十条の二十(見出しを含む。)

中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第七条の三の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第七条の三 削除

附則第七条の三の二に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に、「において、前条の規定の適用を受けるときは、法附則第五条の四の二第一項」を「には、法附則第五条の四第一項」に改める。

附則第十条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十五条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の六を次のように改める。

### 第二十二条の六 削除

附則第二十二条の六の二から第二十二条の六の七までを削る。

附則第二十二条の七の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第九条の二第一項」を「附則第五条第一項」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条第二項」に、「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に、「第五十七条第一項第一号に規定する電力併用自動車という。」を「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第一号及び」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車という。第三項第一号において同じ。)

又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条第六項に規定するものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。)

に該当するものを除く。同項第二号において同じ。)

で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。)

を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。)

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車

で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十二条の七第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第五十七条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において

「排出ガス保安基準」という。）」に、「第九条の二第二項」を「附則第五条の二第一項」に、「第九条の二第三項」を「附則第五条の二第二項」に、「施行規則附則第五条の二第二項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「第五十七条第一項第一号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第六十条の六第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第五項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第七項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

で施行規則附則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十三項に規定するもの

附則第二十二条の七の二第一項中「第五十三条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項中「の種別割」を削る。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例の一部改正）

**第二条** アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例（昭和二十七年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条中「の種別割」を削る。

第二条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「の種別割」を削り、「「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「第七十七条の十第一項」を「第五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第六項及び第七項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（自動車税の還付）」を付する。

第五条に見出しとして「（委任）」を加える。

第一号様式中「~~（委任）~~」を「~~（委任）~~」に改める。

（災害被害者に対する県税の減免等に関する条例の一部改正）

**第三条** 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例（昭和三十八年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条(見出しを含む。)及び第七条中「の種別割」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。  
(県民税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の大分県税条例(次項及び第五項において「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(軽油引取税に関する経過措置)
- 4 施行日前に大分県税条例第五十条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第五十一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第五十条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)
- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の大分県税条例(以下この項において「旧条例」という。)(第六十条の三第一項又は第六十条の四第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第六十条の三第六項若しくは第六十条の四第二項の規定による還付又は旧条例第六十条の三第七項(旧条例第六十条の四第三項において準用する場合を含む。)(の規定による充当については、なお従前の例による。)
- 8 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。